

検地帳における屋敷持と無屋敷登録人

—十七世紀末期備後国芦田郡を中心として—

原 田 誠 司

十七世紀末期における村落構造の分析に関して備後国芦田郡一八カ村を中心として行ない、十六世紀～十七世紀に至る村落構造の変動期（戦国期～近世前期にかかる移行期村落）の帰結をほぼ郡規模で明らかにすることが究極の目的であるが、そのためには、前段として明確にしておかなければならない事象が存在するから、本稿の目的は、その点の解説にある。

換言すれば、検地帳の分析を行なうには、前提として明確にしておかなければならない事象が存在するから、本稿の目的は、その点の解説にある。

以前の分析は、広範囲に事例を収集し、特に初期検地帳の特質を踏まえて行なったものである。翻つて今回は、事例をほぼ一郡規模に集中して分析を行ない、近世前期以降の検地帳の分析に関して、ある程度普遍性を持った事例研究を提示できるものと考へる。

ここで、対象地域備後国芦田郡下、府中市村も加えて一九カ村の村況をまとめておきたい。

すなわち、中須村・高木村・広谷村・町村・府中市村・府川村・出口村・目崎村が平坦部の村落として括ることが可能である。土庄村・父石村が平坦部と山間部村落の境目といつた位置にある（なお、府中市村を中心として、府川・出口・目崎は在郷町及びその周辺村落として、別個に類型を立てることが可能である）。

対して、行勝村・上山村・栗柄村・阿字村・木野山村・荒谷村・本山村・久佐村・河面村の九カ村は山間部村落とおさえることは適当でなく、個別具体的にみたときには、山野の生業、その外の「なりわい」にも拠つてたた山間の村落と位置づけるべきであろう。また、「鮎指上候村」として河面村・久佐村・父石村・目崎村・府川村・高木村と六カ村の名が挙がっていることが注目される。

本稿の結論を述べよう。元禄十三年当時の屋敷持は、当時の家数をほぼ意味すること、そして彼等屋敷持は（特に持高一石以上の場合）、村落の「正式構成員」に該当すること、また、無屋敷登録人の中には、確かに、他村からの入作人が在所名を明示せずに現れる場合があること（特にそれは在郷町周辺の村落に顕著であること）等々の事実が明らかとなつた。またむしろ、「小經營」農民の構成的比重が山間村落において高かつたことは注目される。

キーワード：検地、「小經營」農民、屋敷持、無屋敷

Key words : The Land Survey, small farmers, residents, peoples who have not a residence

はじめに

られることを論証した。

元禄十一年（一六九八）五月備後水野氏は繼嗣断絶によって、その領地は幕府に收公されるところとなり、翌年幕府は備前岡山藩に検地を命じ、翌十三年検地高十五万石余を確定した⁽¹⁾。

本稿はその際の検地帳を素材として、所期の課題にせまるものである。

近世初期における検地帳の無屋敷登録人の性格としては以前検討したことがあ

る⁽²⁾。

その結果、三類型以外にも一つの類型が存在し、併せて四つの類型がそこにみ

一つは他村からの入作人が在所名を明示せずに現れる場合であり、一つは戸主以外の血縁家族員（親・息子・兄弟など）が登録される場合であり⁽³⁾、また一つは、隸属農民（譜代下人や被官）が、主家の家屋内で生活したり、現実には一つの家族として別小屋に起居していても、屋敷地を持たないがゆえに、無屋敷登録人として現れる場合であり、以上三類型は研究史上、明らかになつていてものである⁽⁴⁾。

それ以外にも他村からの入百姓が定着間もないために、屋敷請にいたらなかつたものが存在することを明らかにした。

*兵庫教育大学（社会・言語教育学系）

本稿は十七世紀末期における村落構造の分析に関して芦田郡一八カ村を中心として行ない、十六世紀～十七世紀に至る村落構造の変動期（戦国期～近世前期にかかる移行期村落）の帰結をほぼ郡規模で明らかにすることが本来の目的であるが、そのためには、前段として明確にしておかなければならぬことがある。換言すれば、検地帳の分析を行なうには、前提として明確にしておかなければならぬ事象が存在するから、今回の目的はその点の解明にある。

すなわち、屋敷持と無屋敷登録人の実態を検討しておく必要があるのである。前回の分析は、広範囲に事例を収集し、特に初期検地帳の特質を踏まえて行なつたものである。翻つて今回は、事例をほぼ一郡規模に集中して分析を行ない、近世前期以降の検地帳の分析に関して、ある程度普遍性を持った事例研究を提示できるものと考える。

さて、当該地域の村落状況を明らかにするものとして、「備後郡村誌」なる史料がある⁽⁶⁾。この史料の内実はやや複雑であって、文政元年（一八一八）に成立しているが、その内容は宝永八年（一七一一）の各村差出帳、文化十二・十三年（一八一五・一六）の調査、および明和三年（一七六六）の各村「村鑑委細書上帳」などに拠っている。その他、年代不詳の「古代ヨリ申伝」の記事も含まれているから、個々の記述内容の指す年代を銘記しておく必要がある⁽⁷⁾。

B、明和三年の各村「村鑑委細書上帳」などに拠っている記事をC、その他、年代不詳の「古代ヨリ申伝」の記事をDとして、項目の分類も交えて以下に示しておこう。

A D
古高
高・反別（田・畠・屋敷）・免・田畠屋敷品等別の高と反別・諸負担・諸

—九村をめぐる状況

まず、個々の村々について、その社会経済的諸条件を明らかにしておこう。その際、便宜のため、芦田郡府中市村とその周辺村落十八村の位置を図1に示した(5)。

A B	C
畠表機・船数	行縢村の場合は「畠方三歩多葉粉七歩雜穀」とある。
ただし、当該一九カ村にその記述はほとんどみられない。	行縢村を例にとれば「山七合田畠三合村ニ御座候」「但式歩水損所八歩旱損所」「山中村」とある。

C A
山札・草札

行縢村の場合「農業之外男女共紙漉、或抹香搘等稼ニ仕候」とある。

以下、各村の状況を述べるとき、高・反別や田の面積比⁽⁸⁾、および田畠山海の割合や農間余業等に注目しながら述べることとしよう。

まず、行藤村（むかばきむら）からみてみよう。元禄十三年（一七〇〇）の田畠帳によれば、畠地の総反別は四四町六反六畝五歩（内田方面積比、五三・三%）、村高四五三・二二六石とある。また、上記のように「山中村」であり、明和三年に至つてもなお、「畠方七歩」は雑穀作であつた。「山中村」との記述に照応するように、山野に関する生業にも携わっていた村である。



図1 府中市村と周辺18カ村の位置

次に上山村（うやまむら）をみよう。総反別は五六町六反六畝六歩（田方面積比四一・一%）、村高四三八・七八六石とある。また、「山八合田畠式合」の「山中村」とみえ、明和三年に至つても「畑方四歩多葉粉六歩雜穀」であつて、蒟蒻の生産も行なわれていた。つまり、「農業之外男ハ山稼」ともあるように、山村であり、山野に関わる生業にも携わっていた村である。

次に栗柄村をみよう。総反別は一〇七町九反一畝三歩（田方面積比四七・七%）、村高一〇四四・〇五〇石とある。また、「山六合田畠四合」の「山寄村」とみえ、明和三年に至ると「畑方五步綿五步雜穀」とあるから、元禄段階の商業的農業も一定程度評価すべきものがあつた可能性がある。但し、「農業之外男ハ山稼」とあるように、山野の生業にも関わる「山寄村」とみるのが至当であろう。

次に阿字村をみよう。総反別は五五町四反七畝一三歩（田方面積比五五・四%）、村高六〇四・三四五石とある。また、「山七合田畠三合」の「山寄村」とみえる。また、明和三年に係る記述では「畑方四步多葉粉六步雜穀」とあり、その他、「農業之外男女共紙漉、山稼等仕候」の記述もあり、山野の生業にも関わる「山寄村」とみるべきであろう。

次に木野山村をみよう。総反別は六一町八畝二一步（田方面積比五三・四%）、村高五九九・二八七石とある。また、阿字村同様「山七合田畠三合」の「山寄村」とみえる。その他明和三年に係る記述では「畑方毫步綿三步多葉粉六步雜穀」とあり、「農業之外男女共紙漉稼仕、或山稼等仕候」とともみえるから、やはり、山野の生業にも関わる「山寄村」とみるべきであろう。

次に荒谷村（あらたにむら）をみよう。総反別は六二町七反六畝一九歩（田方面積比二八・四%）、村高四五五・二六八石とある。また、「山九合田畠壹合」の「山中村」とみえ、明和三年の記述では「畑方多葉粉其外雜穀類」とあり、蒟蒻の生業にも関わる「山寄村」とみるべきである。その他の「農業之外男ハ薪・材木等府中市江持出」とともみえ、山野の生業にも重きを置いた山村とみられる。

次に本山村をみよう。総反別は四四町九反一畝一步（田方面積比五六・八%）、村高三五九・九六〇石とある。また、「山八合田畠式合」の「山中村」とみえ、明和三年の記述では「畑方毫步綿九步雜穀」とみえるが、「農業之外男ハ日雇稼」とあることからすれば、元禄段階では、山間の一村落とみるのが至当であろう。

次に久佐村（くさむら）をみよう。総反別は四三町一反七畝二〇歩（田方面積比四一・〇%）、村高は四〇三・三九六石とある。叙述はやや前後するが、川沿いに急峻な段々畑が続く河面村をぬけた西隣に位置し、「山七合田畠三合村」の村である。明和三年の記述では、「畑方毫步綿三步多葉粉六步雜穀類」とみえ、

「農業之外男ハ山稼、鮎獵等仕」と興味深い記述があり、村柄からみてその状況は近世初頭以来のものと考えられる。要するに、稻作・畑作・山稼・鮎獵と村民の生業として多彩なものがみられる山間村落である。

次に河面村（こうもむら）をみよう。総反別は四六町五反四畝二三歩（田方面積比は僅かに八・〇%）、村高二三六・四二九石とある。「山九合田畠壹合」の「山寄村」とみえ、明和三年の記述では「畑方三步多葉粉七步雜穀」とあり、蒟蒻の生産も窺うことができた。また「紙漉村中かせぎ」の記述もみえ、「農業之外男ハ山稼、其外鮎獵」ともあることからすれば、畑作（一部に焼畑の記述もある）および山稼・鮎獵を中心とする山村とみるのが至当である。

次に土生村（はぶむら）をみよう。総反別は五三町九反三畝二九歩（田方面積比は二一・七%）、村高四一六・五四六石とある。「山四合田畠六合」の「山寄村」とみえるが、明和三年の記述では「畑方四步綿六步雜穀」とみえ、「農業之外男ハ日雇稼」とみえるから、元禄段階の村柄は、商業的農業の展開が一部にみられる、といったところであろう。ただ、畑の比重の大きいことは注目しておいてよい。

次に父石村（ちいしむら）をみよう。総反別は三七町〇反三畝二二歩（田方面積比は五〇・七%）、村高は四八一・五一四石とある。「山六合田畠四合」の「山中村」とみえる。明和三年の記述では「畑方式歩綿八步雜穀」とみえるが、「農業之外男女共日雇稼」「其外鮎獵等仕候」との記述もみられるから、生業としては多彩なものがみられる、といった村柄とみられる。

次に町村をみよう。総反別は三七町〇反四畝三二歩（田方面積比は五七・〇%）、村高は五二二・二〇一石とある。「山三合田畠七合」の「山寄村」とみえる。明和三年の記述では「畑方七步綿三步雜穀」とみえ、「農業之外男ハ日雇稼」とみえるが、元禄段階における商業的農業の展開度を推し量ることは難しく、一部にその端緒がみられる、といった評価に止めておくべきと考える。

次に高木村をみよう。総反別は九七町二反〇畝二一步（田方面積比は五六・六%）、村高は九五九・六七四石とある。「山無之田畠壹升村」の「平地村」とみえ、また明和三年の記述では、「畑方六步綿四步雜穀」とみえ、「農業之外男ハ日雇稼」との記述を併せ考えれば、元禄段階においては、前段の町村と同様な村柄が推し量れる。

次に中須村（なかすむら）をみよう。総反別は八一町八反六畝一七歩（田方面積比は四七・八%）、村高は八四一・二二四石とある。「山武合田畠八合」の「山寄村」とみえる。明和三年の記述では、「畑方四步綿六步雜穀」とみえ、「農業之外男ハ筵を打、繩ない」とみえることからすれば、元禄段階においては、町村・

高木村と同様かまたは一步主穀生産に重きを置いた村柄とみるべきであろう。

次に広谷村をみよう。総反別は八〇町四反三畝二四歩（田方面積比は六九・五%）、村高は八一四・〇六九石とある。「山西合田畠六合」の「山寄村」とみえるまた、明和三年の記述では「畠方四歩綿六歩雜穀」とみえ、「農業之外男ハ日雇稼」との記述を併せ考へれば、元禄段階においては前段の中須村と同様な村柄が推し量れる。

次に府川村をみよう。総反別は一八町七反八畝八歩（田方面積比は六八・三%）、村高は四二一・三一八石とある。高木村と同様、「山無之田畠壹升村」の「平地村」とみえる。また、明和三年の記述では「畠方六步綿四步雜穀」とみえ、「農業之外男ハ日雇稼」とある。さらに「鮎指上候村」として河面村・久佐村・父石村・目崎村・府川村・高木村・相方村（中須村の南隣）と七カ村の名が挙がっていることが注目される。さうに、古くは当村を「府中市」と呼んでいたようであり⁽⁹⁾、この点にも留意する必要があるであろう。

次に出^ヒ口村をみよう。総反別は二九町八反六畝一三歩（田方面積比は、三五・八%）、村高は四一〇・三八一石とある。「山四合田畠六合」の「山寄村」とみえる。また、明和三年の記述によれば「畠方五歩綿五歩雜穀」とみえ、「農業之外の町並之分、男ハ小商ひ或繩ない、薪府中市江持出」とあることからすれば、近世中期以降、府中市村につらなって、街並の形成がみられた、と考えられるが、元禄段階の村柄については、慎重な検討が必要である。

次に日崎村は府中市村（在郷町）の西隣に位置し、総反別は二八町二反五畝、八歩（田方面積比は三八・九%）、村高は三三〇・四五石とある。「山壹合田畠九合」の「山寄村」とみえる。また、明和三年の記述によれば「畠方五歩綿五歩雑穀」とみえ、「農業之外男ハ蓮を打、繩ない」とみえるが、府川村・出口村同様、在郷町近郷の村といった地勢的条件も考へるべきであろう。

最後に府中市村について考えてみよう。総反別は三四町五反四畝一〇歩（田方）面積比は二七・八%）、村高は五三九・二七二石とあるが、注目すべきは屋敷の反別であり、計三町九反四畝一一步と、その面積比は一一・四%にも達している。「山姥合田畠九合」の「平地村」とみえ、明和三年の記述によれば「畠方四步線六歩雜穀」とみえるが、同時に「農業之外男ハ諸商売并日雇」町並御座候而諸商ひ仕賑敷御座候」とみえ在郷町が中核となつて村落を形成した村柄とみて、大過あるまい。

この点は検地帳の分析からも窺うことができる（表1・表2参照）。無屋敷三一に対して屋敷持の数一一五の実数は大きく、特に持高一石以上三石未満層に一六さるに一石未満層に至っても四四の実数を数えるのは、まさしく在郷町の様相である。

表1 府中市村の階層構成

表1 村平市村の階層構成						
	屋敷持	無屋敷	名請人	%	保有石高	%
30石以上						
20~	4		4	2.7	98.050	19.1
15~	2		2	1.4	34.085	6.6
10~	7		7	4.8	84.856	16.5
7~	12		12	8.2	99.487	19.4
5~	7		7	4.8	41.017	8.0
3~	13	2	15	10.3	58.466	11.4
1~	26	11	37	25.3	65.901	12.9
1石未満	44	18	62	42.5	31.154	6.1
計	115	31	146	100.0	513.016	100.0

1 元禄13年5月「府由市村檢地帳」による

以下、各村の隣履構成等を示すものは、各村の「検地帳」による。

表2 府由市村における複数戸敷所持者

表2 消半市街における複数溝敷用所持者					
	1ヵ所	2ヵ所	3ヵ所	4ヵ所	計
30石以上					
20~	2	1		1	4
15~			2		2
10~	4	2	1		7
7~	4	7	1		12
5~	4	2	1		7
3~	8	3	2		13
1~	21	5			26
1石未満	39	5			44
計	82	25	7	1	115

を現すものである。(表1参照)。また、府中市村では、屋敷を複数所持するものもみられ(表2参照)、複数所持するものは三三名に達し、合計屋敷の筆数は一五七にもなり、まさしく街衢の形成がみてとれるのである。

ここで、全一九村の村況をまとめておきたい。まず、高木村の場合「山無之田畑壱升村ニ御座候」「平地村」とあり、府川村にも全く同様な記述があった。ちなみに府中市村には「山壱合田畑九合村ニ御座候」「平地村」とあったのである。

つまり、「山五合田畠五合」（実際にはこの一九カ村にはみられないが）を一応の基準とし、また備後福山平野が、芦田川流域のここ府中市村あたりまで広がっていること、やがて谷筋・小街道筋に山間の村落がひろがっていることを併せ考えれば、三つの村落類型に纏めることが出来る。すなわち、中須村・高木村・広谷村・町村・府中市村・府川村・出口村・目崎村が平坦部の村落として括ることが可能である。土生村・父石村が平坦部と山間部村落の境目といった位置にあることとなる。（なお、府中市村を中心として、府川・出口・目崎は在郷町及びそ

の周辺村落として、別個に類型を立てることも可能である。

対して、行縢村・上山村・栗柄村・阿字村・木野山村・荒谷村・本山村・久佐村・河面村の九カ村は山間部村落とおさえることができる。但し、山間の寒村とみると適当でなく、個別具体的にみてきたように、山野の生業、農業以外の「なりわい」にも拠ってたつた山間の村落と位置づけるべきであろう。

以上をもって、一九カ村に関する状況は明らかになつたと考える。

二 檢地帳の分析と屋敷持・無屋敷登録人

まず、入作人の様相から無屋敷登録人の実態の一端を考えてみたい。前節で述べた一九カ村における入作の状況を一覧表示してみた（表3）。また、府中市村周辺の一八カ村について、その階層構成を屋敷持・無

表3 各村の入作

番号	村名	a	b	c	d(%)
		村高	入作人	入作高	(c/a)*100
1	行縢	453.226	0	0	0
2	上山	438.786	0	0	0
3	栗柄	1044.050	0	0	0
4	阿字	604.345	0	0	0
5	木野山	599.287	0	0	0
6	荒谷	455.268	0	0	0
7	本山	359.960	12	5.561	1.545
8	久佐	403.396	0	0	0
9	河面	226.429	0	0	0
10	土生	416.546	11	2.296	0.551
11	父石	481.514	2	7.395	1.536
12	町	522.201	0	0	0
13	高木	959.674	8	13.038	1.359
14	中須	841.224	0	0	0
15	広谷	824.069	11	12.556	1.524
16	府川	421.318	0	0	0
17	出口	410.381	4	6.251	1.523
18	目崎	320.415	1	0.577	0.180
19	府中市	539.272	22	24.150	4.478

表4-A 各村の屋敷持と無屋敷の階層構成（I）

	行縢	上山	栗柄	阿字	木野山	荒谷	本山	久佐	河面	土生	
	屋敷持	無屋敷	屋敷持								
30石以上											
20~											
15~											
10~	5	5	23	6	13	6	2	1	1	2	1
7~	14	12	31	15	14	11	8	7	1	12	2
5~	21	1	16	1	21	16	11	10	6	14	14
3~	29	26	2	30	2	23	4	31	4	17	16
1~	19	2	13	3	21	8	16	5	29	14	20
1石未満	2	4	2	5	6	19	2	1	8	7	22
計	90	7	76	11	144	28	107	15	93	12	68

表4-B 各村の屋敷持と無屋敷の階層構成（II）

	父石	町	高木	中須	広谷	府川	出口	目崎
	屋敷持	無屋敷	屋敷持	無屋敷	屋敷持	無屋敷	屋敷持	無屋敷
80石以上								
70~	1							
60~			1					
50~				1				
40~		2	1		1			
30~			2	1	1	1		1
20~	1	2	6	1	3	3	2	1
15~		4	4	1	3	1	1	3
10~	6	2	10	1	13	7	3	2
7~	16	14	1	10	3	12	5	6
5~	14	2	11	2	18	2	12	4
3~	11	3	10	4	16	5	18	2
1~	4	8	5	12	19	15	25	7
1石未満	4	5	5	7	13	21	2	13
計	53	17	55	24	94	41	85	43

屋敷登録人（無屋敷）とに區別して示してみた（表4-A、表4-B）。

ここで、入作人の考察に移る前に、詳しく述べたいのが、村落構造の分析結果について大體を述べておきたい。府中市周辺の一八カ村について、表4-A・表4-Bと二つに分けて示したように（前者をI類、後者をII類とする）、この一八カ村は明瞭に二つの類型に分かれる。

I類に属する村には、持高三〇石以上を有するものが存在せず、概して屋敷持の員数は無屋敷の員数を凌駕している。また持高五石以上一五石未満あるいは三石以上一五石未満に階層構成が収斂しており、まさしく「小經營」農民が大きな比重を占めている村々とみてとることができる。

一方、II類に属する村には、持高三〇石以上を有するものが存在し、ときにはそれが七〇石以上に達する村もみられ、それと対応するように、無屋敷の実数は次第に大きなものとなり（高木村以下）、特に、府川・出口・目崎の三カ村では屋敷持と匹敵あるいは凌ぐものとなっている。

そして重要なことは、この階層構成の型の違いが先にみた村落そのものの型の違いと対応している事実である。上記I類の村々は、山間部村落であり、II類の村々は芦田川流域の平坦部の村々であった（境目とみた土生村はI類に父石村はII類に属している）。また、持高四〇石以上の大高持ちが存在しないにもかかわることも注意すべき事柄である。

これらの点も踏まえて入作人の考察にはいることとしよう。表3に掲示している点も、入作人の内訳、すなわち、どこの村からの入作かを併せ考へると興味深い事実が浮かび上がってくるので、明示しておこう。

行縢村・上山村・阿字村・木野山村・荒谷村・久佐村・河面村は、先に村落状況をみたとき明らかなように、村域の比較的明瞭な山間村落であつたから、入作人がゼロを示すのも肯ける事柄である。

一方、他の村々の中には入作人の存在がみられるものもあるが、その入作率（表3d欄参照）は、府中市周辺のこの村々においては、検地帳の分析によるかぎり二%未満であって、大きなものとなっていない。

しかし、入作人の内訳を考えると事柄はそう単純とは考えられない。

まず、本山村の入作人一二人は、すべて町村からのものである。ところが、町村には入作人はみられない。土生村の入作人一人の内訳は、府中市村九人・府川村一人・目崎村一人と周辺村落からの若干の入作と理解できるものである。父石村の二人はいづれも西隣の僧殿村（芦田郡ではなく御調郡に属し、また広島藩領である）からのものであり、五郎兵衛（持高五・四七〇石）と五郎兵衛の

分付たる吉右衛門（一・九二五石）は、極小高とは言えないが、やはり、合計の入作率は一・五%程度に過ぎず、通常みられる程度のものである。

対して、町村には入作人はみられない。この点は留意しておく必要がある。

次に高木村の八人の入作人についてみよう。一人は栗柄村、五人は中須村、二人は広谷村である。

次に中須村をみると、町村同様入作人はみられない。やはり留意しておこう。と、町村二人・本山村一〇人・出口村一〇人となっている。

つまり、町村から考えてみると、広谷村や府中市村そして本山村には出作しているにもかかわらず、町村には入作人がみられないこととなるのである。

同様に、中須村は高木村には出作しているが、中須村本村に入作するものがいるから、無屋敷登録人の中に、実は在所名を明示しない入作人が存在する徵証とも考えられるのである。

さて、先にみたように、府川・出口・目崎は在郷町たる府中市村の周辺村落としての類型であることを踏まえると、上記の点は一層明瞭となつてくる。

まず、府川村にも入作人はみられず、その数はゼロである。次いで出口村の入作人は四人すべて府中市村のものである（厳密にいえば二軒の寺と二人の百姓からなる）。そして、目崎村の場合、入作人は実は府中市村の寺一軒を数えるに過ぎないのである。そして、前記したように、府中市村の入作人、二二人の内訳をみれば町村二人・本山村一〇人・出口村一〇人となっていた。

つまり、府中市村と府川村との間には、お互いに出入作関係は、検地帳上存在しなかつたことになる。これは、古くは府川村を「府中市」と呼んでいたこととむしろ符合し¹⁰、在所名が当事者間で自明であつたために、あえて検地帳の中で明記しなかつた所以と考える。

かく考えれば、府川・出口・目崎の三村において、無屋敷の数が屋敷持の数に匹敵ないし凌駕する事実が無理なく理解できるのである。

すなわち、無屋敷登録人とみえるものの中には、当事者にとって自明なことであつたがゆえに、それとして現れるが、実は近隣村落からの入作人でありながら在所名を明示せずに表れる場合のあることが判明した、と考える。

それでは、包括的に屋敷持と無屋敷登録人の問題を考えみるとしよう。府中市村とその周辺村落一八カ村について、村高及び屋敷持・無屋敷等々の関係

表5 屋敷持と無屋敷の実数

村名	A	B	C	D	E(%)	F	G(%)	H	I
	村高	屋敷持	無屋敷	B+C	B/D*100	3石未満の無屋敷	F/D*100	宝永8家数	H/B
行 藤	453.226	90	7	97	92.8	6	6.2	118	1.31
上 山	438.786	76	11	87	87.4	8	9.2	88	1.16
栗 柄	1044.050	144	28	172	83.7	24	14.0	194	1.35
阿 字	604.345	107	15	122	87.7	12	9.8	158	1.48
木野山	599.287	93	22	115	80.9	18	15.7	144	1.55
荒 谷	455.268	93	12	105	88.6	12	11.4	138	1.48
本 山	359.960	68	11	79	86.1	10	12.7	73	1.07
久 佐	403.396	81	26	107	75.7	22	20.6	113	1.40
河 面	226.429	60	23	83	72.3	22	26.5	67	1.12
土 生	416.546	74	29	103	71.8	26	25.2	100	1.35
父 石	481.514	53	17	70	75.7	12	17.1	65	1.23
町	522.201	55	24	79	69.6	17	21.5	61	1.11
高 木	959.674	94	41	135	69.6	28	20.7	123	1.31
中 須	841.224	85	58	143	59.4	46	32.2	110	1.29
広 谷	824.069	62	82	144	43.1	57	39.6	91	1.47
府 川	421.318	25	46	71	35.2	32	45.1	35	1.40
出 口	410.381	51	52	103	49.5	42	40.8	49	0.96
目 崎	320.415	35	43	78	44.9	39	50.0	41	1.17
府中市	539.272	115	31	146	78.8	29	19.9	522	4.54

1 各村元禄13年5月「検地帳」による。

2 宝永8年家数は「備後郡村誌」による。

を一覧表示してみた。その際、これは元禄十三年（一七〇〇）の検地帳に拠るものであつたから、一一年後の宝永八年（一七一一）の家数も併せて示しておこう。これが表5である。

興味深いことながら、行藤村から父石村までは屋敷持の比率が七割を超えている（表5 E欄参照）。そして次第にその比率下がるが、特に府川・出口・目崎の三カ村では五割を切っている（在郷町たる府中市村では、当然のことながらその比率は七八・八%と高率である）。また、この事実と反比例するかのように、三石未満の無屋敷の比率は、行藤村は六・二%と低率であったものが、目崎村に向かって大まかにみたとき徐々に上昇し、同村ではついに五割に達している。

そして重要なことは、B欄とH欄を比較し、元禄十三年から宝永八年にかけての増加率をみると（I欄参照）若干減少する村、五割以上増える村と区別であるが⁽¹²⁾、増加率が四割未満の村が一八カ村中一二カ村であり、元禄十三年と比較して、二倍を超える村のないことからすれば、この間の変動は自然な増加と考えられることである（府中市村は、四・五四倍と顕著な増加を示すが、これは在郷町であつたことが関係しているかもしれない。屋敷地一筆に長屋形式の家が建ち並んでいたとすれば、竈数としての家数は五倍前後となつても不思議ではない）。

一方、もし、無屋敷がすべて、戸主以外の血縁家族員（親・息子・兄弟など）である場合と隸属農民（譜代下人や被官）が、主家の家屋内で生活したり、現実には自己の家族と共に小屋に起居していても、屋敷地を持たないがゆえに、無屋敷登録人として現れる場合にかぎられるとすれば、如何なる結果を招くか。つまり、他村からの入作人が在所名を明示せずに現れる場合を想定しないとうなるか、である。このとき、時間が経過したとき、D欄の数は次第に家数にちかづくはずであるが現実にはどうか。行藤村から土生村ないし高木村は、それとしても異常な値はなく自然な数に落ち着いているが、中須村以下目崎村はH欄の数を凌駕してしまい、元禄十三年の無屋敷登録人の中に先の二類型の他、すなわち、他村からの入作人が在所名を明示せずに現れる場合があつたことを想定せざるを得なくなつてくるのである。

以上、検地帳の分析等から得られる結果として、元禄十三年当時の屋敷持は、当時の家数をほぼ意味すること、無屋敷登録人の中には、確かに、他村からの入作人が在所名を明示せずに現れる場合があること（特にそれは在郷町周辺の村落に顕著であること）が明らかになつたと考へる。

三 檢地帳以外の史料と屋敷持

さて、元禄検地における屋敷持の意味を別の観点から、すなわち検地帳以外の史料も利用して考えてみよう（この点は近世初頭以来の検地帳に通底する問題でもある。当該期の百姓の村落内における社会的地位の問題である）。元禄期の芦

田郡村落において、いわゆる村落の正式構成員が具体的に判明する史料が二つ（芦田郡目崎村と同郡金丸村）存在するので、そこから考えてみたが、目崎村については概況を述べたが、金丸村については触れていないので、簡単にまずは述べておきたい。

金丸村は本山村・木野山村の山を越えての東隣に位置し、総反別九一町九反八畝一九歩（田方面積比は五四・八%）、村高は一〇六〇・五九七石とある。「山七合田畠三合」の「山寄村」とみえる。明和三年の記述によれば、「畠方四步綿六歩雜穀」とあるが、「農業之外男ハ達を打、薪壳」とみえることを併せ考えれば、元禄段階においては、いわゆる山稼と田畠耕作を生業とする村柄であったと考えられる（行勝村から河面村に至ると同様な村柄とみられる）。

それでは、二つの史料を掲げることとしよう。

〈史料1〉⁽¹³⁾

（前略）

右之通御免相究、諸引方并村入用小日記遂吟味、猶又小百姓至迄召寄せ、帳面相渡尽ク詮儀仕らせ候処ニ、少も相違依無之、判形仕差出申上令免割候条、極月廿日切無滯、取立可有皆済者也

元禄拾年丑十二月十日 藤田喜助 ^印

庄屋 与五郎殿

右御免割之趣、小百姓ニ至迄被召寄せ委細被仰聞候上、村入用小日記御渡被成、尽ク吟味仕候處ニ少も相違成儀無御座候付、判形仕所如件

目崎村組頭

一郎兵衛 ^印

釣り頭

次兵衛 ^印

同 ^印

太郎兵衛 ^印

二郎右衛門 ^印

四郎右衛門 ^印

庄屋

与五郎殿

（以下二十八名略）

〈史料2〉⁽¹⁴⁾

仕上ル一札之事

一今度、御検地ニ付、山・川原・田地境等之義ニ付可相断子細御座候ハ、御檢地御役人様方御入込不被成内ニ御断申上候様ニと被仰渡候、御檢地御役人様方御入込被成、御竿入之時節ニ至てとかふと申もの御座候ハ、利非に御かまひなく其申出ルものの非分ニ可被仰付之由、段々手堅被仰渡奉得其意候一御檢地御役人様方御通り之時分、或ハ福山往来之道筋にて、乗打慮外ヶ間鋪義仕間鋪由被仰付奉畏候、下人子供ニ至迄念入可申付候

右之通被仰付奉畏候、若被仰付之趣を背申者御座候ハ、如何様共曲事ニ可被仰付候、為後日判形仕証文差上ヶ申所仍如件

元禄十二年

卯九月一日

七郎兵衛 ^印
新左衛門 ^印
勘右衛門 ^印

（以下一四三名略）

〈史料1〉は、芦田郡目崎村の組頭以下「小百姓」が貢賛諸役の賦課に際し、庄屋の不正のないことを確認したものであり、〈史料2〉は、元禄検地に際し、檢地役人の指示に背かないことなどをおそらく庄屋等へ誓った芦田郡金丸村百姓の請文である（金丸村は、本稿が直接分析の対象とした一八カ村には含まれないが、同じく芦田郡域の村である）。

両者とも、そこに署名したものは、史料の性格からして、村落の「正式構成員」であるとみられるものである。そこで、一名一名検地帳名請人と照合してみよう。それが表7・8である（両村の階層構成を一覽表示したものが表6である）。これをみると、目崎村・金丸村両村とも若干屋敷持で署名していないものもいるが、かわりに無屋敷で署名しているもの、または照合不明の者がいるから、これを相殺すれば、だいだいにおいて、屋敷持の者が当該期の村落の「正式構成員」であることが窺われる。もう少し厳密にみると、一石未満の屋敷持で署名しているのは、金丸村の一人と極くわずかであるところから、一石以上の屋敷持を元禄期の備後芦田郡村落における「正式構成員」であるとみなすことができるで

表6 目崎村と金丸村の階層構成

	目 崎				金 丸			
	人 数	%	保有石高	%	人 数	%	保有石高	%
検地帳における屋敷持と無屋敷登録人	50石以上							
	40~				1	0.5	44.103	4.2
	30~	1	1.3	35.236	11.0			
	20~	1	1.3	20.972	6.5			
	15~	4	5.1	71.311	22.3	2	1.1	34.610
	10~	2	2.6	24.387	7.6	15	8.0	184.926
	7~	7	9.0	57.559	18.0	39	20.7	318.208
	5~	4	5.1	23.065	7.2	40	21.3	241.420
	3~	9	11.5	37.373	11.7	45	23.9	178.907
	1~	20	25.6	39.232	12.2	24	12.8	49.101
	1石未満	30	38.5	11.141	3.5	22	11.7	9.305
計		78	100.0	320.276	100.0	188	100.0	1,060.580
両村とも元禄13年「検地帳」による。								

表7 目崎村村民と免割帳署名者（元禄10・13年）

	屋敷持	寺	分 付	無屋敷	村内名請人	不明	計
40石以上							
	30~	1 (1)			1 (1)		
	20~	1 (1)			1 (1)		
	15~	3 (2)	1 (1)		4 (3)		
	10~	2 (2)			2 (2)		
	7~	6 (4)		1 (0)	7 (4)		
	5~	4 (4)			4 (4)		
	3~	7 (7)		2 (0)	9 (7)		
	1~	7 (5)	2 (0)	11 (1)	20 (6)		
	1石未満	4 (0)	5 (0)	21 (2)	30 (2)		
計		35 (26)	1 (1)	7 (0)	35 (3)	78 (30)	(3) (33)

1 元禄10年免割帳、同13年検地帳による。

2 () 内が署名者を表わす。

表8 金丸村村民と検地請文署名者（元禄12・13年）

	屋敷持	寺	家 抱	無屋敷	村内名請人	不明	計
40石以上	1 (0)				1 (0)		
	30~						
	20~						
	15~	2 (2)			2 (2)		
	10~	11 (10)	4 (3)		15 (13)		
	7~	39 (36)			39 (36)		
	5~	39 (36)		1 (0)	40 (36)		
	3~	38 (36)		7 (4)	45 (40)		
	1~	13 (6)	3 (0)	8 (2)	24 (8)		
	1石未満	7 (1)	8 (0)	7 (2)	22 (3)		
計		150 (127)	4 (3)	11 (0)	23 (8)	188 (138)	(8) (146)

1 元禄12年検地請文、同13年検地帳による。

2 () 内が署名者を表わす。

あろう（両村とも分付・家抱に署名者がみられないことにも注意してよい）。

特に肝要なことは、村落構成の大きく異なる両村において、署名者の分布が共通していることである。表6をみれば明らかのように、日崎村は、二〇石以上層のものの保有石高比一七・五%（一五石以上二〇石未満層を加えれば合わせて三九・八%に達する）、三石未満の員数比六四・一%といわば西極分解的傾向を示すのに対し、金丸村は五石以上一五石未満層の員数比、保有石高比が各々、五〇・〇%、七〇・一%といわば「封建小農」（「小經營」農民）が階層構成の上において、構成的比重を示しているからである。にもかかわらず、署名者の傾向には同一の性格が認められた。

したがって、備後元禄期村落の「正式構成員」は屋敷持、もう少し絞って考えるならば、持高一石以上の屋敷持を該当させることができるであろう。

結びにかえて

本稿の所期の目的に則して、簡潔に結論を記しておこう。

備後国のはば一郡規模（芦田郡）を対象地域としてみると、元禄十三年当時の屋敷持は、当時の家数をほぼ意味すること、そして彼等屋敷持は（特に持高一石以上の場合）、村落の「正式構成員」に該当すること、また、無屋敷登録人の中には、確かに、他村からの入作人が在所名を明示せずに現れる場合があること（特にそれは在郷町周辺の村落に顕著であること）等々が明らかになった。

さて、表4及び表6に再度目を転ずれば、むしろ山間の相対的に生産力の低い地域において、「小經營」農民（小百姓・平百姓）の構成的比重が高いことが注目される。

この点に着目し、次の機会には、階層構成の型と村落そのものの型との相互関係をより詳細に検討したい。そうすることで、元禄期村落の歴史的位置もある程度、判明することになるであろう。

註

- (1) 『福山市史』中巻（福山市、一九六八年）第二編第五章。
- (2) 抽稿「近世初期検地帳上の無屋敷登録人」（有元正雄先生退官記念論文集刊行会編『近世近代の社会と民衆』清文堂出版、一九九三年）。
- (3) いわゆる家父長制の大家族（複合家族等）の家族内登録ではなく、直系家族・小家族内の複数登録がその主なものである。
- (4) 安良城盛昭「太閤検地をめぐる諸問題」（社会経済史学会編『封建領主制の確立』一九五七年）。

（5）本図は一九八七年当時、『福山志料』（文化六年成立。阿部時代における福山藩領の地誌）付録の絵図をもとに中山富廣氏が作成していたものを、この二〇〇七年、南埜猛氏が清書したものである。この点を銘記しておきたい。

（6）宮内庁書陵部所蔵（『府中市史』史料編IV、一四九八頁）。

（7）同上『府中市史』解説・解題参照。

（8）各村とも、元禄十三年「検地帳」の末尾記載による。

（9）本図は一九八七年当時、『福山志料』（文化六年成立。阿部時代における福山藩領の地誌）付録の絵図をもとに中山富廣氏が作成していたものを、この二〇〇七年、南埜猛氏が清書したものである。この点を銘記しておきたい。

（10）前註（9）に同じ。

（11）『備後郡村誌』に掲げる各村宝永八年の家数。「備後郡村誌」については前述した。

（12）増加率が四割・五割を超える村、たとえば木野山村・荒谷村をみれば、屋敷を複数所持するものがそれぞれ二三軒・二六軒存在する。一方、隸属関係

を想定させるようなものは木野山村に家抱が一軒みえるだけである。したがって、その中のかなりのものは、同名異人ではなかつたか。つまり、検地帳記載上、それが村人にとって自明な事柄であったがゆえに、明確に区別されず、検地帳の分析では同一人物と表れざるを得なかつた、と考えられる。この点を踏まえれば、表5-I欄の数値は、実際にはもう少し小さいものであつ

たであろう。

(13) 元禄十年「目崎村丑御免割目録」(高木・羽賀家文書)。なお、ここにみえる庄屋与五郎は、隣村父石村庄屋与五郎(父石村での持高七六・四三三石)である。つまり、彼与五郎は目崎村に対して兼帶庄屋として臨んでいる。

(14) 元禄十二年「金丸村百姓検地請文」(金丸・天野家文書)。この請文には宛署名者に庄屋八郎右衛門(持高四四・一〇三石)の名がみえないこと、第三にこの史料が金丸村の庄屋を務めた家に伝来していること等から考えて、金丸村百姓が庄屋へ差し出した「検地請文」とみられる。

補注

府中市村をはじめとする元禄十三年(一七〇〇)五月の各村「検地帳」の分析は、「元禄十三年各村名寄表」として纏められたものを利用している。同表は、『府中市史』史料編II近世編上(府中市役所、一九八八年)に付表として掲載されている。当時はまだ、各種表計算ソフトは普及しておらず、甚大な作業時間を費やして成ったものである。同書凡例に銘記してあるとおり、原田を中心となって作成したとはいえ、当時において多数の広島大学文学部史学科国史学専攻の学部生、あるいは院生の協力を得たことを改めて銘記しておきたい。そこで、各村の個別名請人等の持高総計と各村の村高とを比較してみた(表9参照)。個々の村々についてみれば、若干の精粗はあるものの、誤差率はa欄とe欄を比較すればわかるとおり、多くても一%弱である。なお、金丸村については、原田が極く初期の表計算ソフトを利用して分析したものである。

表9 各村の村高と分析結果の高

村名	a	b	c	d	e
	村高	入作高	番所・郷藏	村内名請計	b+c+d
行 滕	453.226	0	0.084	451.748	451.832
上 山	438.786	0	0.026	437.540	437.566
栗 柄	1044.050	0	0.285	1038.816	1039.101
阿 字	604.345	0	0.180	599.866	600.046
木野山	599.287	0	0.045	597.368	597.413
荒 谷	455.268	0	0.170	454.984	455.154
本 山	359.960	5.561	—	352.173	357.734
久 佐	403.396	0	0.135	403.586	403.721
河 面	226.429	0	0.043	226.312	226.355
土 生	416.546	2.296	—	414.189	416.485
父 石	481.514	7.395	0.364	474.236	481.995
町	522.201	0	0.117	521.362	521.479
高 木	959.674	13.038	0.204	945.772	959.014
中 須	841.224	0	0.047	841.277	841.324
広 谷	824.069	12.556	0.087	812.453	825.096
府 川	421.318	0	0.200	420.373	420.573
出 口	410.381	6.251	0.583	402.688	409.522
目 崎	320.415	0.577	0.110	320.276	320.963
府中市	539.272	24.150	—	513.016	537.166